

○総務省告示第百六十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成三十年五月七日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

変更後	変更前
<p>[第1～第3 略]</p> <p>第4_特定基地局の開設計画の認定において指定された周波数</p> <p>99MHzを超え108MHz以下</p> <p>773MHzを超え803MHz以下</p> <p>945MHzを超え960MHz以下</p> <p>1805MHzを超え1845MHz以下</p> <p>2625MHzを超え2645MHz以下</p> <p>3400MHzを超え3600MHz以下</p>	<p>[第1～第3 同左]</p> <p>第4_特定基地局の開設計画の認定において指定された周波数</p> <p>99MHzを超え108MHz以下</p> <p>207.5MHz以上222MHz以下</p> <p>773MHzを超え803MHz以下</p> <p>945MHzを超え960MHz以下</p> <p>2625MHzを超え2645MHz以下</p> <p>3480MHzを超え3600MHz以下</p>

備考 表中「[」の記号は注記である。